

国土交通省

市町村が行う貸工場建設事業の用地取得に係る 譲渡所得の特別控除の対象拡大

【総務省 自治行政局 地域自立応援課 過疎対策室】

【国土交通省 総合政策局 総務課 土地収用管理室】

【提案事項】

過疎対策事業債を活用した地方自治体が実施する貸工場建設事業等の用地取得について、租税特別措置法第 34 条の 2 に定める譲渡所得の特別控除の対象とすること

【現状・背景】

- 平成 26 年 4 月の過疎地域自立促進特別措置法の改正により、「市町村所有の貸工場及び貸事務所」など、新たに 8 事業が過疎対策事業債の対象に追加された。
- 追加された事業のうち、市町村所有の貸工場及び貸事務所については、「公設民営」の事業手法により、地域の雇用拡大と産業振興を進めるものであり、公共性の高い事業であるが、他の公共事業と異なり、事業用地に係る税制上の優遇措置（譲渡所得の特別控除）が適用されていない。
- このため、用地取得を進めている市町村は、地権者との合意形成に多大な労力を要している。

【本県の取組み】

- 平成 26 年 4 月の過疎地域自立促進特別措置法の改正に伴う対象事業の拡充を踏まえ、県内の複数の市町村において、人口減少対策として雇用の場を確保するため、貸工場建設事業が実施・検討されている。

【課題】

- 地方自治体が過疎対策事業債を活用し貸工場建設事業を実施する場合、事業の趣旨に鑑み、他の公共事業と同様に、租税特別措置法における譲渡所得の特別控除の適用が必要である。

地方の実態に配慮した地域公共交通支援制度の改善について

【国土交通省 総合政策局 交通計画課、自動車局 旅客課、鉄道局 総務課 企画室】

【提案事項】

- (1) 地域公共交通ネットワークの再編に対する支援を拡充すること
- (2) 輸送量要件の緩和や算定基準の見直しなど、地方バス路線の確保・維持に係る補助制度の改善を図ること
- (3) 地方鉄道の施設修繕・整備に対する補助率引き上げや、運営費補助制度の創設など、地方鉄道への財政支援を拡充すること

【現状・背景】

- 本県の路線バスは、高齢者ニーズが高まる一方、自家用車の普及等に伴い、一貫して利用者が減少傾向にあり、路線の縮小や利便性の低下が進んでいる。また、地方鉄道においても、人口減少や少子化の影響等により、利用者の減少に歯止めがかからず、厳しい経営状況が続いている。
- 本県の乗合バス事業者が運行する一般路線バス(廃止路線代替運行分除く)は、平成 26 年度 107 路線中 70 路線で運行欠損が生じているが、この内、国庫補助の対象となる路線は約 3 割の 22 路線にとどまっている。また、乗車密度が低いことなどによる補助額算定上の減額措置等により、運行欠損額の約 4 割が事業者の自己負担となっている状況にある。
- 本県の地方鉄道であるフラワー長井線は、主たる収入源である定期券収入が減少の一途をたどっており、厳しい経営状況が続いている。

【本県の取組み】

- 本県内においては、数市町で公共交通ネットワークの再編に向けて「地域公共交通網形成計画」等の策定が予定されており、県では、勉強会の開催などにより市町村の取組みを支援している。
- 路線バスについては、地域間幹線バスに対して本県は国と同額の欠損補助を行っており、平成 26 年度は 70,853 千円を交付している。また、地域間幹線系統以外の路線バスやデマンド型交通の運行維持を図るため、市町村に対し独自の助成を行っており、平成 26 年度は 94,935 千円を交付している。
- フラワー長井線の施設の修繕・整備及び運営に対しては、県並びに沿線市町村が協調して財政支援を行っており、平成 25 年度は 87,546 千円を補助している。

【課題】

- 地域公共交通ネットワークの再編については、地域に即した取組みが可能となるよう、制度の柔軟な運用とともに、利便性の向上などに対する支援の拡充が必要である。
- 路線バスについては、本県のように過疎化の進む地方では、国庫補助に係る輸送量の要件の緩和や補助額算定基準の見直しなどによる財政支援の拡大が必要である。
- フラワー長井線については、今後ますます経営状況が逼迫していくことが予想され、地域住民の移動手段としてフラワー長井線を存続していくためには、施設の修繕・整備に対する補助率の引き上げや、運営費補助制度の創設など、財政支援の拡充が必要である。

国土交通省－3

地域の実情に応じた除排雪への財政支援の創設

【国土交通省 国土政策局 地方振興課】

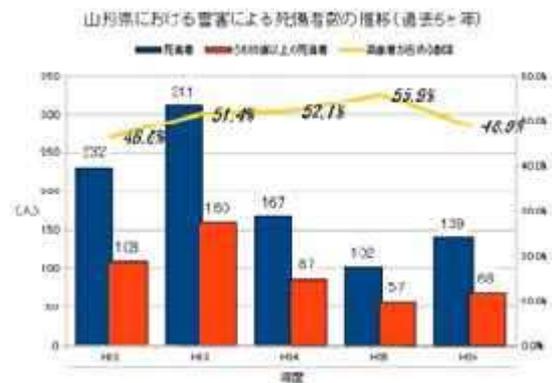
【提案事項】

本県において平成 23 年から 5 年連続で豪雪が続いている状況や地方における高齢化の進展を踏まえ、雪国での安全・安心な生活の確保に向け、除排雪対策の充実を図ること

- (1) 地域コミュニティやボランティアなど地元住民が連携して地域の実情に応じた除排雪を行う仕組みづくりに対する財政支援を拡充すること
- (2) 高齢化の進展に伴い自助・共助による除排雪が困難となる地域において、行政の主導による住宅の間口の除排雪など、きめ細かな除排雪に対する財政支援制度を創設すること

【現状・背景】

- 本県は全区域（35 市町村）が豪雪地帯に指定され、うち 26 市町村が特別豪雪地帯に指定されている、全国有数の豪雪県である。
- 少子高齢化に伴い、地域コミュニティ機能や防災力の低下の進行、地域活動の担い手減少に加え、都市部の中心市街地では、住民相互のつながりが弱体化している。
- 近年の豪雪により、雪害による人的被害は毎年 100 名を超える状況が続き、なかでも 65 歳以上の高齢者による被害が全体の約半数を占めている。



【本県の取組み】

- 本県では、平成23、24年の2年連続の豪雪を踏まえ、「豪雪は災害である」との認識のもと、安全で快適な生活環境が確保されるよう、「山形県雪対策基本計画」について必要な見直しを行うとともに、基本計画に基づく「行動計画」を平成24年10月に策定し、実効性のある雪対策を着実に実行している。
- 高齢者世帯等の要援護者への支援など、地域の実情や社会情勢等に的確に対応したきめ細かな雪対策を推進するため、市町村において計画的に実施する雪対策の取組みに対し、平成 24 年度から「雪対策総合交付金」を交付し、支援している。
- 地域の除雪力が低下しているため、市町村等との連携のもと、広く除雪ボランティアを募り要援護者宅等の除排雪作業を行う、広域除雪ボランティア「やまがた除雪志隊」の活動を展開するなど、共助による除排雪体制の構築を進めている。



除雪ボランティアによる除排雪活動

【課題】

- 近年、急増している高齢者世帯にとり、除雪車の通った後の家々の間口に残る重い雪や、都市部の住宅密集地の道路脇に高く積み上げられた雪の処理は、大きな負担になっており、地域コミュニティやボランティアなどによる共助の仕組みが重要性を増している。
- 一方、地域全体の高齢化の進展により、地域コミュニティとして除雪に取り組むことが困難となってきている地域も出てきており、ボランティア等が迅速に対応できない場合も多く、地域の実情に応じて行政主導によるきめ細かな除排雪も求められている。
- 行政による除雪経費は普通交付税や特別交付税により支援されているが、高齢者世帯の増加に伴い、除雪に対するニーズが多様化し、除雪経費も増大しており、自治体の財政を圧迫している。

山形県担当部署：企画振興部 市町村課 TEL：023-630-2680

地域を支える土木技術者の県内養成に向けた支援

【厚生労働省 職業能力開発局 能力開発課】
【国土交通省 土地・建設産業局 建設業課】

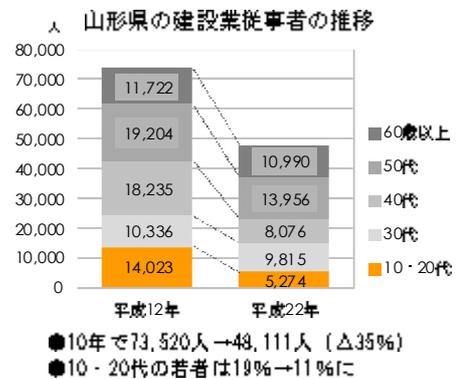
【提案事項】

全国的に地域を支える建設産業の若い担い手が不足している状況を踏まえ、土木技術者の養成に向けて地域が取り組む専門的教育機関の設置・運営に対する支援措置の充実を図ること

- (1) メンテナンス分野等の最新の技術動向を踏まえた実践的な教育環境の整備や新学科開設後の安定的・継続的な運営について支援すること
- (2) 土木施工管理技士の資格取得において、新学科の卒業生が文部科学省所管の短期大学や高等専門学校の卒業生と同等以上と見なされるよう指定学科に認定すること

【現状・背景】

- 県内建設産業の役割は、地域の社会資本整備にとどまらず、近年多発する自然災害への対応やインフラの老朽化対策、除排雪等の地域維持活動など、多様化・増大している。
- その一方で、県内の建設業就業者は10年間で7万3千人から5万人以下へと大幅に減少し、特に若手の人材不足が顕著になっている。
- このような状況にありながら、山形県は、東北で唯一、土木関係の人材を養成する大学などの高等教育機関や職業訓練校のない県であり、人材の県外や他業界への流出を招く一因となっている。



【本県の取組み】

- 本県建設産業の未来を担う若手土木技術者を県内で養成し、その県内定着を図るため、全国初の取組みとして、山形県立産業技術短期大学校に「土木エンジニアリング科(仮称)」を開設する準備を進めている。

【課題】

- 雪崩・地すべりの多い本県の地域特性や、メンテナンス分野・ICT等の技術動向に対応した、カリキュラムや施設・設備などの教育環境を整備する必要がある。
- 新学科は、現場管理に必要な土木施工管理技士(1級・2級)の資格取得に向けた教育を行うものであり、国土交通省から短期大学等の指定学科と同等以上の課程と認定される必要がある。

東北地方における土木系人材養成機関の状況



山形県担当部署：商工労働観光部 雇用対策課 TEL:023-630-2378
県土整備部 管理課 県土整備推進室 TEL:023-630-2624

国土交通省－5

適正な公共工事設計労務単価及び建設コンサルタント業務調査基準価格の設定

【農林水産省 農村振興局 設計課】

【国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課、大臣官房 技術調査課】

【提案事項】

- (1) 質の高い建設工事や防災・災害復旧活動等を担う建設業の人材確保を図るため、公共工事設計労務単価の適正化を推進するとともに、本県に深刻な影響を及ぼす隣接県（宮城県）との同単価の格差を是正すること
- (2) 公共工事に係る調査・設計の成果が工事全体の品質に大きな影響を及ぼすことを踏まえ、業務が高度化する建設コンサルタント業において、適切に担い手を確保・育成していけるよう、調査・設計業務に係る調査基準価格の適正化を推進すること

【現状・背景】

- 建設業者は、公共事業による社会資本整備を担うとともに、災害発生時の応急復旧活動をはじめ、冬期間の除雪作業など、地域の安全・安心を確保する上で極めて重要な役割を担っている。
- 本県の平成27年度公共工事設計労務単価の主要12職種の平均単価は、4年連続の上昇となったが、ピーク時の72%、また宮城県の単価の85%にとどまっている。
- 建設工事の調査基準価格は、平成25年に国が引上げを行ない、各自治体の調査基準価格の引上げにつながっているが、建設コンサルタント業務の調査基準価格は平成23年以降、見直されていない。

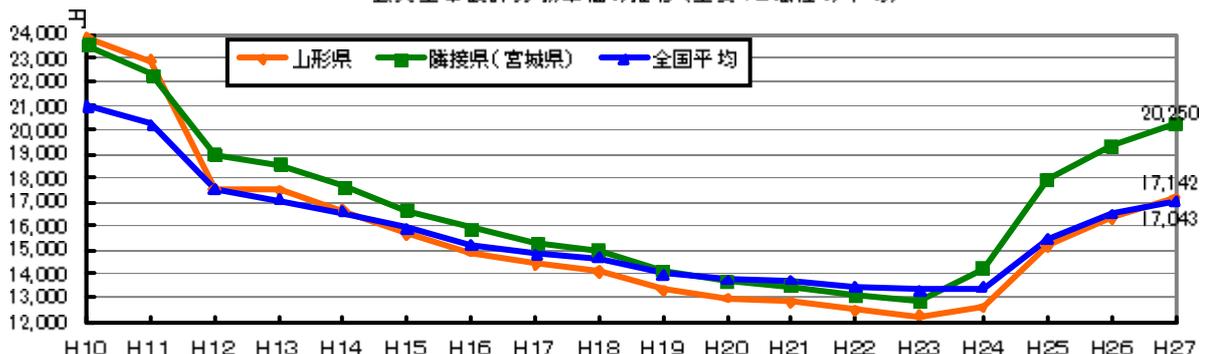
【本県の取組み】

- 建設業者に対し、設計労務単価に基づき適正な賃金を支払うよう、元請下請関係適正化指導要領を定め、元請及び下請業者を指導している。
- 建設コンサルタント業務の調査基準価格について、平成23年、24年に平成22年の国基準に準拠し引上げを行った。

【課題】

- 公共工事設計労務単価については、雪国の厳しい労働環境にある中、宮城県との格差が拡大（H24:642円⇒H27:3,108円）しているために建設労働者の確保に支障が生じ、入札不調の一因となっている。さらに、建設労働者の高齢化が進む中、将来の担い手となる若手労働者の確保も困難な状況となっており、また、業界からも強い要望があることから、労務単価の格差を是正し、その適正化を図っていく必要がある。
- 国の調査基準価格は、建設工事が予定価格の約88%なのに対し、建設コンサルタント業務では約76%と低く、経営を圧迫する要因となっている。施設の長寿命化に向けた診断業務実施など、建設コンサルタント業の一層の技術力向上が求められる中、次代を担う人材を育成・確保できるよう適正な調査基準価格の見直しが必要であり、調査基準価格は本県をはじめ各自治体とも国に準じている実態を踏まえ、国において業界の経営実態を調査した上で、調査基準価格を適正化することが必要である。

公共工事設計労務単価の推移(主要12職種の平均)



山形県担当部署：県土整備部 建設企画課 TEL:023-630-2653

農林水産部 農村整備課 TEL:023-630-2157

次世代につなぐ社会資本のメンテナンスの推進

【国土交通省 都市局、水管理・国土保全局、道路局、港湾局、航空局】

【提案事項】

社会資本の長寿命化計画に基づいた整備等をより一層推進するとともに、推進のための財源を拡充すること。特に、下記について、支援策を講じること。

- (1) 河川の特定構造物改築事業の交付対象要件について、規模要件を満たさない施設でも必要に応じて交付対象にできるように、保全区域要件（人口密度等）を追加する等の拡充を行うこと
- (2) 津波対策に必要不可欠な海岸保全施設（港湾）に対する点検や維持管理計画の策定について交付対象とすること
- (3) 再度災害による社会的影響が大きい地すべり防止事業（直轄施行箇所など）の完了後において、集水井や排水トンネル等の機能維持に要する財源措置を講じること
- (4) 進捗率が極めて低い市町村管理施設の長寿命化対策の推進のために、防災安全交付金の拡大及び技術的な支援を講ずること

【現状・背景】

- 県内の社会資本整備は、高度経済成長とともに加速した背景があり、今後20年後には整備後50年以上経過する施設が半数を超えることから、社会資本全体の老朽化対策を早急に、かつ着実に推進していくことが重要となっている。
- また、厳しい財政状況にある中で、今後国の整備完了に伴い県へ移管あるいは引き継がれる国道の現道や地すべり防止施設など、管理しなければならない社会資本のストックの増加が見込まれる。

【本県の取組み】

- 全国に先駆けて平成19年度から橋梁の長寿命化対策に着手し、道路、河川、砂防関係、都市公園、下水道、空港、港湾、県営住宅等の分野で長寿命化（修繕）計画を策定し対策を推進している。
- 平成26年12月には政府が要請する公共施設等総合管理計画及びインフラ長寿命化計画の位置付けとなる『山形県県有財産総合管理基本方針』を策定し、全庁的に県有財産全てについて総合的な管理・活用を図ることとした。
- 平成27年度に橋梁点検車2台を導入し、点検業務を計画的に進めていく。
- 平成26年4月時点で、市町村橋梁は約5%と進捗率が著しく低い状況にあるため、市町村への技術支援の一環として、平成26年度に「山形県道路メンテナンス会議」を設立し、研修等の充実や、点検業務の一括発注等市町村の業務軽減の支援を実施している。

【課題】

- 市街地部を流下する河川においては、特定構造物改築事業の規模要件（現行は4億円以上）に該当しない水門・樋門についても、昨今の豪雨等により特に甚大な浸水被害が生じる恐れがあるところは優先して要件の拡大により長寿命化対策を推進していく必要がある。
- 津波対策に必要不可欠な海岸保全施設（港湾）の点検や維持管理計画の策定を急ぎ、既存施設の長寿命化対策を進める必要がある。
- 本県は、全国有数の地すべり地帯であり多くの対策工事を行っている。特に規模が著しく大きく、対策に高度な技術を必要とする直轄施行の地すべり防止工事が全国最多の4地区で施行され、工事完了に伴い県に引き継がれているが、今後、これら施設の機能を維持していく必要がある。
- 県内の社会資本全体の長寿命化対策をより推進するためには、橋梁等市町村管理施設の対策が急務であり、今後、予算要求は大幅に増額していく予定である。



長寿命化が進まない河川施設
(樋門の門扉)



橋梁の計画的な点検（橋梁点検車）



集水井の排水口の閉塞による機能低下
(地すべり防止施設)

災害廃棄物及び土砂の処理に対する総合的な財政支援

【国土交通省 都市局 都市安全課都市防災対策推進室】
【環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課】

【提案事項】

災害からの居住環境の速やかな復旧を図るため、市町村が実施する宅地内のがれき、流木及び土砂の処理に係る費用に対する総合的な支援措置を講ずること

【現状・背景】

- 平成 26 年 7 月 9 日から大雨により、県内各地で甚大な被害が発生した。特に、県南部の南陽市では、2 年連続で大きな被害が発生し、河川の氾濫により市街地を中心に浸水面積が 180ha におよぶとともに、一部の地区に床上浸水被害が集中し、がれきや土砂の処理費用に約 1 億円の費用負担が生じた。（南陽市の建物被害、半壊以上 9 棟、床上浸水 172 棟、床下浸水 307 棟）
- 被害が大きかった地域では、居住環境の速やかな復旧のため、市町村が宅地内のがれき、流木及び土砂を区別することなく一体的に処理した。
- 現行の支援制度として、家屋内のがれき及び流木等の処理については環境省が所管する災害等廃棄物処理事業費補助金、市街地の土砂については国土交通省が所管する都市災害復旧事業（堆積土砂排除事業）が設けられているが、市町村が実施する一体的な処理に対する支援制度は整備されておらず、被災市町村にとって大きな費用負担となっている。

【本県の取組み】

- 平成 26 年 7 月 10 日に山形県災害対策本部を設置し、情報収集、応急対策、復旧支援等の対応を行った。
- 県は、独自の制度として、「生活環境復旧支援事業費補助金」を設け、市町村が実施する家屋内に流入した土砂や家屋外の敷地へ流入したのがれき、流木及び土砂の処理にかかる費用に対し約 1 千 5 百万円を補助し、被災住家の速やかな復旧を支援した。



大雨による土砂流木被害状況

【課題】

- 近年、全国的に大雨の被害が頻発している。本県においても 2 年連続で大雨の被害が発生しており、被災市町村においては、大きな費用負担となっている。今後、災害時の対応に万全を期していくためにも、市町村の財政力や実際に負担した費用等に配慮した支援措置が必要である。
- 浸水被害等が甚大な地域での居住環境の速やかな復旧のためには、災害等廃棄物処理事業費補助金において宅地内の土砂の処分費を補助対象とすることや、都市災害復旧事業（堆積土砂排除事業）における対象土量の引き下げなどにより、採択要件を緩和・拡充し、市町村が一体的に実施する宅地内外のがれき、流木及び土砂等の処理に対する総合的な支援措置が必要である。



土砂の仮集積場

山形県担当部署：環境エネルギー部 循環型社会推進課 TEL: 023-630-3021
県土整備部 都市計画課 TEL: 023-630-2143

雪国の安全・安心な暮らしを守る雪対策の強化

【国土交通省 水管理・国土保全局／道路局／航空局／気象庁】

【提案事項】

- (1) 小規模集落においても消流雪用水導入事業が活用できるよう、採択基準の緩和等を行うとともに、消流雪用水導入と流雪溝整備を一体とした新たな支援制度を創設すること
- (2) 冬期間の安全な道路交通を確保するため、除雪や雪崩、地吹雪等の雪対策に要する経費への支援を拡充すること
- (3) 冬期間の安全な空港運営のための除雪経費や乱気流予測システムの導入に対し支援すること

【現状・背景】

- 山形県は全域が豪雪地帯に指定され、うち76%が特別豪雪地帯と東北で最も厳しい自然条件にある。雪は交通機能の低下を招き、経済活動や日常生活に多大な影響を与えている。そうした中、流雪溝は、豪雪地帯の生活環境改善及び運搬排雪に係る経費節減に極めて有効な施設であり、河川から導水した水を活用した流雪溝の更なる整備が望まれる。
- また、山形県は、世帯あたりの自動車保有台数や自家用車による通勤・通学の割合が全国1位と、自動車への依存度が高く、安全で円滑な道路交通を確保する上でも、冬期間の効率的で効果的な除排雪が極めて重要である。
- 地域の発展や広域的な交流・連携に欠かせない空港では、冬期の安全性、定時性を確保するために除雪が不可欠である。また、庄内空港では、航空機の着陸へ影響を及ぼす乱気流が発生する。

【本県の取組み】

- 消流雪用水導入事業によって流雪溝の用水を確保した地区が、県施行で5地区、国施行で6地区あり、現在は国が大石田町岩ヶ袋地区で事業中である。
- 冬期の安全で円滑な道路交通を確保するための除排雪経費として国の交付金に加え、15.8億円(35%)の県単独費を投入している。
- 空港の滑走路、誘導路等の冬期間の安全対策として除雪や凍結防止剤の散布を実施している。庄内空港では、冬期の気象観測を行い、乱気流予測システムの研究開発を進めているJAXA及び気象庁等へ情報提供している。

【課題】

- 人口の少ない集落では、消流雪用水導入事業の採択基準「人口密度40人/ha以上かつ、積雪指数(家屋戸数と降雪日数から算出)6,000以上」を満たすことができないため、人口密度の基準撤廃と、集落戸数の実態を考慮した積雪指数2,000程度までの基準緩和等の見直しが必要である。また、県管理河川は冬季水量が少ないため、水量豊富な国管理河川からの導水が効果的であり、国河川管理者による事業の推進が重要である。
- 豪雪が継続するなど、近年は、雪の降り方が変わってきており、運搬排雪や雪庇処理も頻繁に行っているため、除排雪経費は嵩んでいるが、公共除雪費の必要額に対して国費が十分に配分されていないため、県負担額が多くなっている。
- 冬期における航空機の安全な運航には、確実な除雪作業の実施や除雪車両の定期的な更新等が必要であることから、除雪関連経費の確保が課題となっている。また、冬期の季節風が厳しい庄内空港では、乱気流予測システムの早急な実用化が望まれる。



歩道の排雪が困難な状況
(住民との協働による歩道除雪)



積雪による交通障害発生状況

山形県担当部署：県土整備部 道路保全課 TEL:023-630-2610
河川課 TEL:023-630-2615
空港港湾課 TEL:023-630-2447

常時観測火山における観測体制の充実・緊急時の対応強化

【内閣府 政策統括官(防災担当)付 参事官(調査・企画担当)】

【文部科学省 研究開発局 地震・防災研究課】

【国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部、気象庁 総務部 総務課】

【提案事項】

御嶽山の噴火災害を踏まえ、火山噴火の予兆現象を的確に把握し、噴火による被害を最小限にするため、本県の常時観測火山（烏海山、蔵王山、吾妻山）における観測体制の充実・強化に取り組むとともに、緊急時の対応に向けた資機材等の支援体制の整備を図ること

【現状・背景】

- 平成26年9月27日に発生した御嶽山の噴火災害を受けて政府が設置した火山防災対策推進ワーキンググループにおいて、火山観測体制や火山防災情報の伝達など6項目について検討が行われ、対応策が取りまとめられた。
- 本県関係の常時観測火山のうち、蔵王山と吾妻山では、昨年後半以降、火山性微動や火山性地震の発生が増えるなど火山活動の高まりがみられ、蔵王山には、平成27年4月13日に火口周辺警報が発表された。
- 蔵王山は、「御釜」が観光地となっているほか、火口から6kmの範囲にスキー場や温泉地があり、火口周辺に多くの観光客が訪れる。

【本県の取組み】

- 本県では、各火山ごとに設置した火山防災協議会において、最新の科学的知見に基づき策定された火山噴火緊急減災対策砂防計画における噴火シナリオや被害想定を踏まえ、避難計画の見直しや噴火警戒レベルの設定について検討を進めている。
- 平成27年3月には、宮城県と共同で運営してきた連絡会議を「蔵王山火山防災協議会」へと改組し、警報等の発表基準や入山規制の対応基準を定めるとともに、今後、具体的な避難計画や噴火警戒レベルの設定、ハザードマップの作成などを進めていく。

【課題】

- 火山噴火の予兆現象を的確に把握し、火山の状況等の情報を速やかに地域住民や観光客等へ伝達するためには、本県の常時観測火山における観測体制の充実・強化は不可欠である。
- 火山活動の状況によっては、的確かつ迅速な対応のために、土石流や火山ガスを検出・予測する監視機器や、緊急の対応のため、大型土のう・仮設えん堤等の設置などの資機材が緊急かつ大量に必要となり、県単独での対応だけでは対処が困難となることも想定されることから、政府の支援も含めた体制の整備が必要である。



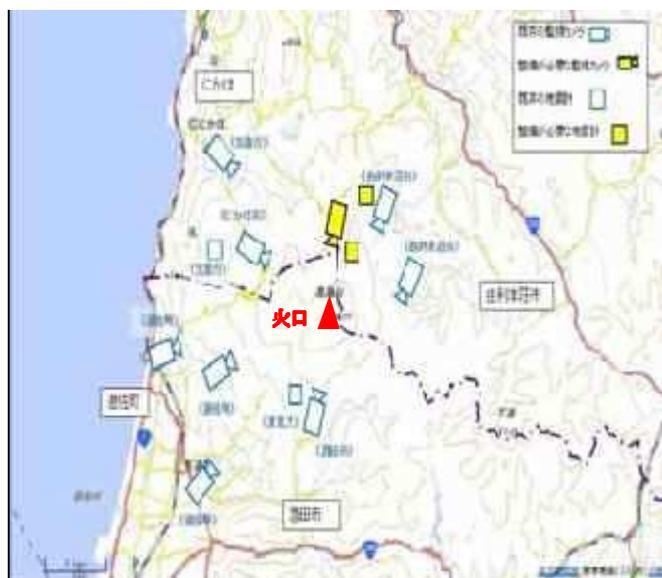
火山観測用遠望カメラ

《強化が必要な観測機器》

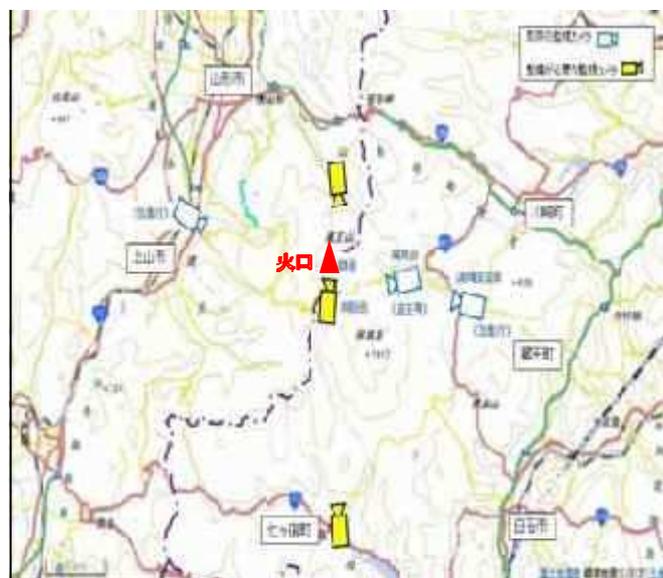
火山名	機器	現状	必要な強化
鳥海山	監視カメラ	<ul style="list-style-type: none"> 火山監視用の遠望監視カメラを1基設置 土砂災害監視用等のカメラを7基設置 	東鳥海馬蹄形カルデラ（新山周辺）を対象とした遠望監視カメラの設置
	地震計	<ul style="list-style-type: none"> 山体西側及び南側に2基設置 	山体周辺北東側及び山頂付近への地震計（ハイブリッド強震計）の設置
蔵王山	監視カメラ	<ul style="list-style-type: none"> 火口監視カメラは、冬期間は撤去 遠望監視カメラは山体東西からの監視のみ 	<ul style="list-style-type: none"> 通年運用できる火口監視カメラの設置 山体南北からの遠望監視カメラの設置

《強化が必要な観測機器の設置位置》

【鳥海山】



【蔵王山】



山形県担当部署：環境エネルギー部 危機管理・くらし安心局

危機管理課

TEL：023-630-2231

県土整備部 砂防・災害対策課

TEL：023-630-2635

冬期間の安全・安心な通行を確保する幹線道路の雪崩対策の推進

【国土交通省 道路局】

【提案事項】

最近の雪崩被害の多発を踏まえ、幹線道路における冬期間の安全・安心な通行を確保するため、効果的な雪崩対策を早急に推進するとともに、必要な予算を確保すること

- (1) 雪の降り方が変化していることを踏まえ、国道13号、48号、112号などの直轄国道における雪崩危険箇所の再評価及び必要な対策工事の実施を図ること、並びに、雪崩の監視体制の強化及び雪庇処理等未然防止対策の推進を図ること
- (2) 米沢飯豊線（飯豊町高峰地内）の雪崩対策を推進するため、「災害対策等緊急事業推進費」の採択を行うこと
- (3) 雪崩防止に向けた除雪及び雪庇処理に要する経費への支援を拡充すること

【現状・背景】

- 近年は、雪の降り始めが早く、降雪が短時間に集中し、雪質も崩れやすいなど、雪の降り方が変化している。こうしたこと等から、雪崩や落雪等による交通規制が増加している。
- 特に昨冬は、国道48号の宮城県境部での2年連続の雪崩、国道13号の秋田県境部及び国道112号の月山道路での雪崩の発生により、数日間全面通行止めとなり、地域間が分断され、住民生活はもとより、観光や経済活動に大きな影響を及ぼした。
- 県管理道路においても、重要な生活道路である(主)米沢飯豊線（飯豊町高峰）で雪崩が発生し、10日間全面通行止めとなり、スクールバスや通勤の自動車が、従来は約25分で通過できる区間を、約50分かけて迂回することを強いられるなど、地域住民の暮らしや仕事に不便が生じた。



(主)米沢飯豊線(飯豊町高峰)
雪崩により平成27年3月4日～13日
10日間にわたり全面通行止め

【本県の取組み】

- 直轄国道が雪崩により通行止めとなった際には、県道の道路情報板や看板等によりドライバーへの迂回路情報を提供、国土交通省と連携し迂回路の除雪作業等を実施している。
- (主)米沢飯豊線では、防災総点検(H8、19)における未対策の危険箇所が2箇所あり、今年雪崩が発生した2箇所と併せて、4箇所が未対策の状況である。
- 県管理道路においては、雪の降り方が変化していることを踏まえ、例年より2週間早く雪崩等の一斉点検を行い、雪庇処理を行うなど、安全な交通確保に努めた。



国道344号(真室川町宮沢)
雪庇処理作業

【課題】

- 最近、雪質等の変化により従来とは違う箇所で雪崩が発生していることから、雪崩危険箇所の再評価が必要であるほか、監視体制の強化や雪崩が発生しないような未然対策及び雪崩対策工事の推進が必要である。
- 雪崩により10日間通行止めとなった(主)米沢飯豊線では、未対策の危険箇所が複数あり、早期対策が不可欠である。
- 除雪及び雪庇処理に要する経費には国の交付金が措置されているが、必要額に対して国費が十分に配分されていないため、県負担額が多額となっている。



国道112号(西川町大字月山沢)
雪崩により平成27年2月11日～15日
5日間にわたり全面通行止め

山形県担当部署：県土整備部 道路整備課 TEL:023-630-2597
道路保全課 TEL:023-630-2610

街路事業等都市内の道路整備に併せた無電柱化の推進

【国土交通省 道路局／都市局】

【提案事項】

- (1) 道路上の電柱・電線は良好な景観形成の阻害要因であるほか、防災機能が集中する都市内で災害が発生し電柱が倒壊した場合には、救命活動や物資の輸送等が妨げられることから、街路事業等都市内の道路整備に併せた緊急輸送道路における無電柱化に対して必要な財源は新たに確保したうえで、社会資本整備総合交付金の重点配分を行うこと
- (2) 無電柱化の路線は通常に比べて整備に多額のコストを要することから、より低コストで、コンパクトに実施できる無電柱化の手法について早期に確立すること

【現状・背景】

- 地震等による大規模災害が都市部で発生した際には、被災者の搬送のほか、救命活動や物資の輸送に使用される緊急輸送道路を速やかに啓開することが重要となるため、道路の両側に建物が連担し迂回が困難となる特に都市内緊急輸送道路の無電柱化を優先的に進める必要がある。



台風による道路の被災



大地震(津波)による道路の被災

(国土交通省 RP より)

- また、現在の主な無電柱化の手法とされている電線共同溝は、整備に多額のコストを要することから、無電柱化低コスト手法技術検討委員会（事務局：国土技術政策総合研究所）において、低コスト手法の技術的検証がなされているが、これらが反映される設計要領等の改訂案の作成は平成 27 年度以降となる見通しである。

【本県の取組み】

- 平成 26 年度に工事を行った街路事業のうち緊急輸送道路に指定された路線（3 路線）において道路拡幅と無電柱化との同時整備を実施している。今後、都市内緊急輸送道路で街路事業が予定されている無電柱化計画未合意の 3 路線についても、無電柱化計画路線として進めるべく電線管理者等との協議を重ねている。



無電柱化された都市内緊急輸送道路

(都) 山形停車場線

【課題】

- 病院等の防災拠点が集中し、また家屋連担により災害時の迂回路確保が困難となる都市内の緊急輸送道路における無電柱化の推進を図るために、街路事業等都市内の道路整備に併せた無電柱化に対して、新たに財源を確保した上で重点的な配分を行う支援措置が必要である。
- いつ発生するかわからない大規模災害に備え、よりスピード感を持って無電柱化との同時整備を行う街路事業等都市内の道路整備を推進するため、低コストで実施できる無電柱化手法の早期の確立が必要である。

山形県担当部署：県土整備部 都市計画課
県土整備部 道路整備課

TEL:023-630-2143
TEL:023-630-2597

高速道路の整備促進について

【国土交通省 道路局 企画課、国道・防災課、高速道路課】

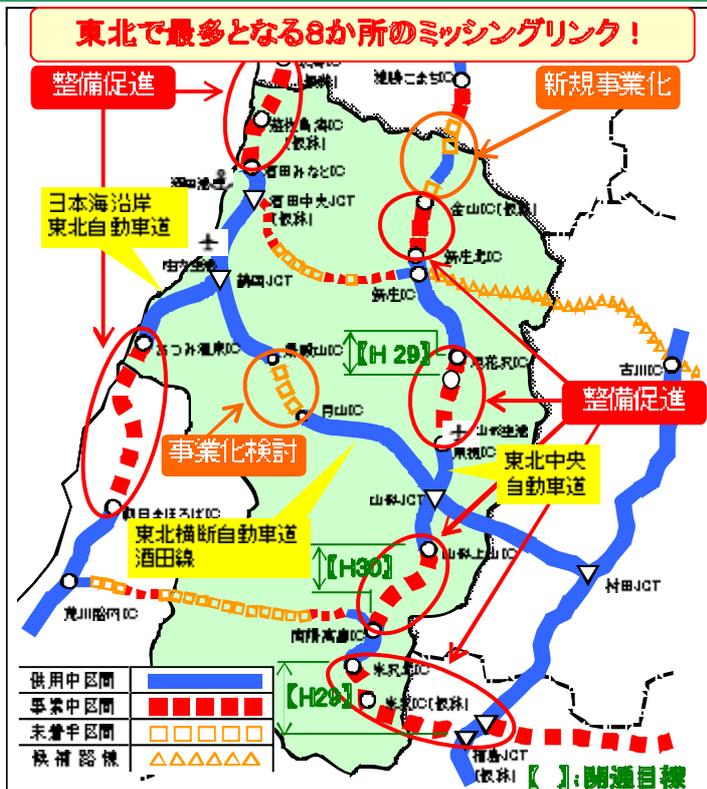
【提案事項】

東京一極集中の国土構造を是正し、地方への人や産業の分散を進めるための重要な基盤である高速道路ネットワークの早期形成に向け、復興予算を継続し必要な予算を確保しつつ、東北最多の8か所のミッシングリンクのある本県高速道路（東北中央自動車道、日本海沿岸東北自動車道、東北横断自動車道酒田線）の整備を加速すること

- (1) 事業中区間の整備を促進すること、特に、開通目標（開通予定年度）が示されている区間では、開通を見通して企業誘致も進められていることから、開通目標までの確実な完成を図ること
- (2) 東北中央自動車道秋田県境区間の新規事業化を図ること
- (3) 東北横断自動車道酒田線「月山IC～湯殿山IC」間の事業化に向け検討すること
- (4) 無料の高速道路における休憩施設の計画にあたっては、地域振興の観点から、沿線市町村の「道の駅」構想を踏まえ、できるだけ一体型となるよう配慮するとともに、高速道路の管理者が応分の費用を負担できる制度とすること

【現状・背景】

- 東日本大震災では、日本海側と太平洋側で補完しあう高速道路ネットワークの重要性が認識された。
- 東京一極集中の国土構造を是正し、人材と産業の地方分散を進めるためにも、その基盤となる高速道路の整備が重要である。
- さらに、平成32年の東京オリンピック・パラリンピックの開催効果を広く地方に波及させ、観光消費の増加を図る上でも開通目標までの完成が必要である。
- 本年2月に、いずれも未事業化区間の東北横断自動車道酒田線「月山IC～湯殿山IC」間、及び東北中央自動車道秋田県境区間において、相次いで、**雪崩による全面通行止めが発生**し、県民生活に大きな影響を及ぼした。



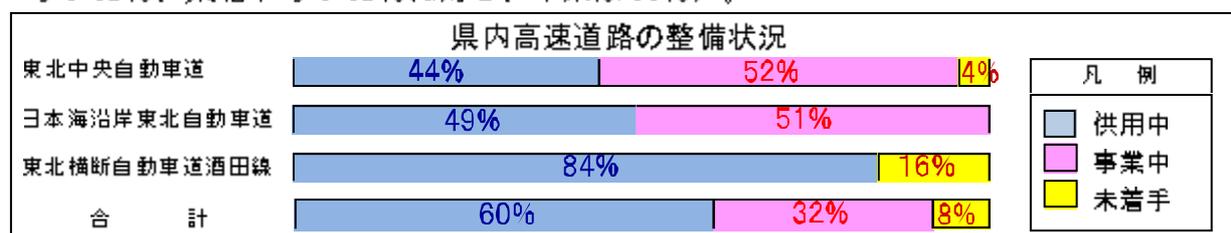
路線名	区間	提案内容
東北中央自動車道	福島JCT～米沢IC～米沢北IC	整備促進
	南陽高島IC～山形上山IC	整備促進
	東根IC～尾花沢IC	整備促進
	新庄北IC～昭和IC(泉田道路)	整備促進
	昭和IC～金山IC(新庄金山道路)	整備促進
	金山～上院内	新規事業化
日本海沿岸東北自動車道	朝日まほろばIC～あつみ温泉IC(朝日温海道路)	整備促進
	酒田みなとIC～遊佐鳥海IC	整備促進
	遊佐鳥海IC～象潟IC(遊佐象潟道路)	整備促進
東北横断自動車道酒田線	月山IC～湯殿山IC	事業化に向けた検討

【本県の取組み】

- 東日本大震災直後から、隣接する新潟県や秋田県、未事業化区間を抱える全国の都道府県、また、沿線の市町村等と連携し、高速道路整備の必要性を政府に働きかけてきた。こうした活動が実を結び、日本海沿岸東北自動車道の「朝日温海道路」、「遊佐象潟道路」が平成 25 年度に、東北中央自動車道「新庄金山道路」が平成 27 年度に事業化された。
- 県でも、高速道路の進捗に合わせ、追加 I C や I C アクセス道路の整備を進めている。また、市町と連携した企業誘致により食品製造会社(天童市)、電機会社(米沢市)、靴・産業資材製造会社(金山町)等の沿線への進出が進んでいる。
- 国・県・市が連携して、重点「道の駅」よねざわ(仮称)の整備に取り組むとともに、県内の道の駅の今後のあり方や県の役割等をまとめた、「道の駅構想」を今年度策定予定である。

【課題】

- 本県的高速道路は、供用率が低く、加えて、ミッシングリンクが 8 箇所あり、途切れ途切れであることから、ネットワーク機能を十分に発揮できていない(供用率は、全国平均の 82%、東北平均の 82%に対し、本県は 60%)。



- ①事業中区間が 32%と多く、早期供用に向けた整備促進が必要である。
- ②秋田県、山形県、福島県を結ぶ東北中央自動車道は、東北中央部の大動脈として、ほぼ全線に渡って整備が進められているが、秋田山形県境部と金山町内の 2 区間が、唯一事業着手に至っていない。
- ③東北横断自動車道酒田線「月山 I C～湯殿山 I C」間については、一般国道自動車専用道路で一部整備済みだが、高速道路としては未整備であり、勾配がきついことから、運送業者等から「大型貨物車はできるだけ通行を回避したい。」との声が上がっている。また、冬期間は全体の交通量が約 4 割減少する状況にある。



国道 112 号雪崩発生状況(西川町月山沢)
 (平成 27 年 2 月 11 日～15 日 全面通行止め)



国道 13 号雪崩発生状況(秋田県湯沢市)※県境区間
 (平成 27 年 2 月 21 日～24 日 全面通行止め)



国道 7 号越波による被害状況(鶴岡市早田)
 (平成 24 年 4 月 4 日 10 時間 35 分の全面通行止め)



国道 13 号堆雪によりすれ違いが困難な状況
 (金山町山崎) (平成 26 年 12 月)

山形県担当部署：県土整備部 道路整備課 高速道路整備推進室 TEL:023-630-2609

豪雨・豪雪等災害に強く信頼性の高い地域高規格道路等の早期整備

【国土交通省 道路局 企画課、国道・防災課、環境安全課】

【提案事項】

- (1) 脊梁山脈を貫き、格子状骨格道路ネットワークを形成し、山形県内陸地域と庄内地域、新潟県、宮城県との地域間交流を支えるとともに、豪雨・豪雪等災害に強く信頼性の高い道路となる地域高規格道路を早期に整備すること
 早期整備に向け、復興予算を継続し、必要な予算を確保すること
- ①新庄酒田道路（一般国道47号）
- 余目酒田道路の開通目標宣言（開通予定年度）区間の完成目標までの確実な完成
 - 新庄古口道路の開通目標宣言区間の完成目標までの確実な完成、及び開通目標未提示区間の開通目標宣言
 - 高屋道路の開通目標宣言、及び事前通行規制区間となっている前後区間の新規事業化、並びにその他事業未着手区間の早期事業化
- ②新潟山形南部連絡道路（一般国道113号）
- 梨郷道路の開通目標宣言
 - 小国道路の新規事業化、及びその他事業未着手区間の早期事業化
- ③石巻新庄道路（一般国道47号）
- 事業化に向けた調査着手、特に、宮城県境部における調査の早期着手
- ④仙台山形道路（一般国道48号）
- 大雨等による事前通行規制の解除に向けた調査・検討の早期着手
- (2) 冬期における通勤、観光交流に資する国道347号の通年通行化（平成28年度目標）への支援

【現状・背景】

- 県内の横軸となる主な国道は、線形不良、幅員狭小、事故多発、走行速度の低下や渋滞、大雨・大雪による通行止めや事前通行規制など多くの課題がある。
- 国道47号は、平成25年7月18日に豪雨で国道112号と同時に全面通行止めとなり、県内の通行において内陸地域と庄内地域が完全に分断された。また、平成27年2月11日の雪崩で国道112号が5日間にわたり全面通行止めとなった際には、国道112号の代替ルートとしての機能を発揮し、その重要性が改めて認識された。
- 国道48号は、平成26年2月15日の雪崩で10日間、平成27年1月31日の雪崩では3日間にわたる全面通行止めが発生し、2年連続で県民生活や産業活動に大きな影響を及ぼした。
- 東日本大震災では、県内の横軸道路が日本海側と太平洋側を結ぶ「生命の道」として、物資輸送、人命の救援・救護、被災者の避難など多くの機能を果たしたほか、今後も、東北地域全体の産業・経済の活性化に繋がる自動車関連産業の振興や、首都圏、東アジアとの広域的・国際的な物流を担う道路として大きく期待されている。

【本県の取組み】

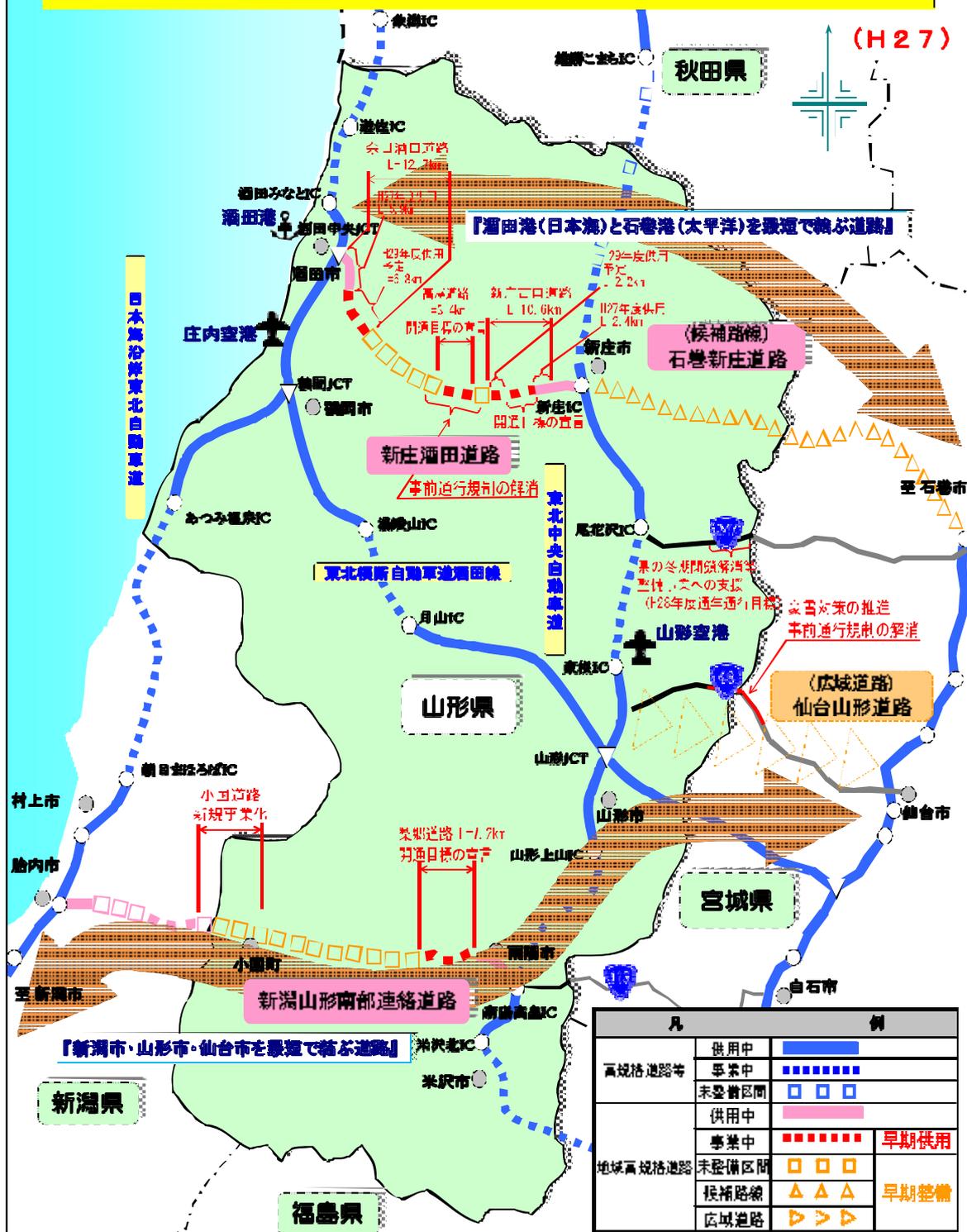
- 物流拠点である酒田港の機能強化、工業団地への企業誘致、「仙山交流」の推進等による宮城県との連携強化。
- 国道347号の通年通行化のための雪崩対策工事等の推進。

【課題】

- 県内の地域高規格道路は供用率が11%と低く、ネットワーク機能が発揮されていない。

地域高規格道路	全国(計画路線数：186)		山形県(計画路線数：21) H264現在			
	H224現在		新庄酒田道路		新潟山形南部連絡道路	
	延長(km)	比率(%)	延長(km)	延長(km)	集計(主要路線数合計)	
指定延長	6,950	—	50	50	100	—
未調査区間	2,580	37%	5	25	30	30%
調査区間	1,022	15%	7	11	18	18%
整備区間	3,348	48%	38	14	53	53%
供用延長	1,949	28%	4	7	11	11%
事業中延長	—	—	27	7	34	34%
供用路線数	110		1	0	1	

豪雨・豪雪等災害に強く信頼性の高い地域高規格道路等の早期整備



新庄酒田道路 (国道 47号)

新潟山形南部連絡道路 (国道 113号)

(広域道路) 仙台山形道路 (国道 48号)



平成25年7月18~19日
16時~30分の全面通行止め



約4日間片側通行止め
(うち4時間は全面通行止め)



平成27年2月1~3日
3日間におたる全面通行止め

山形県担当部署：県土整備部 道路整備課 TEL:023-630-2626

東日本大震災に伴う広域避難者の経済的負担の軽減

【復興庁】

【文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課】

【厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 総務課】

【国土交通省 道路局 高速道路課】

【提案事項】

- (1) 平成 27年度限りの措置となっている、被災児童の保育所への受入れに伴う保育料減免に対する被災者健康・生活支援総合交付金を継続すること
- (2) 平成 27年度限りの措置となっている、被災幼児児童生徒への就学支援等に対する被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を継続すること
- (3) 平成 27年度までとなっている避難者に対する高速道路無料措置を継続すること

【現状・背景】

- 東日本大震災後、本県には、福島県をはじめ被災県からピーク時には1万3千名を超える方々が避難していた。4年経過した今なお、約4千名の方々が、これからの先行きが見通せないまま避難生活を余儀なくされている。
- 本県が実施した避難者アンケートにおいて、「子どもがいる世帯」のうち、世帯分離により二重生活を強いられている世帯は58.0%と半数を超えており、住み慣れない場所で精神的、経済的に厳しい状況に置かれている。
- また、避難者アンケートにおいて、今の生活で困っていること・不安なことを聞いたところ、「生活資金のこと」との回答が全体の63.7%と最も多く、また年々増加傾向にあり、経済的負担がさらに重くなっていることがうかがえる。
- 市町村が主体となって、被災児童の保育料減免及び被災児童生徒への就学援助等を実施しており、その財源は、国からの交付金による。

【本県の取組み】

- 市町村が行う被災児童の保育所の受入れに対する保育料減免については、国の「被災者健康・生活支援総合交付金」により補助を行っている。
- 市町村が行う被災幼児児童生徒に対する就学援助等については、国の「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」により補助を行っている。
また、被災児童生徒就学援助事業を実施している市町村に対しては、県から被災者等の生活実態に応じた支援となるよう弾力的な運用をお願いしている。

【課題】

- 被災者健康・生活支援総合交付金を活用した保育料減免への補助及び被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を活用した就学支援等について、平成 27 年度限りの措置となっており、今後も避難生活の長期化が見込まれる中、引き続き支援が必要である。
- 原発事故による避難者等を対象とする高速道路の無料措置については、平成 27 年度までとなっているが、引き続き避難者への移動支援が必要な状況である。

山形県担当部署：環境エネルギー部 危機管理・くらし安心局

危機管理課復興・避難者支援室 TEL:023-630-3164

空き家・空き地の活用促進

【国土交通省 住宅局 住宅総合整備課、都市局 都市計画課】

【提案事項】

- 市街地における空き家の発生抑制から、空き家・空き地の利活用まで、行政、民間、住民の連携による様々な取組みを、総合的に支援する制度等を創設すること
- (1) 都道府県と民間団体で構成する協議会が行う、空き家所有者向け相談窓口の運営、そこに集まる情報の分析、それらに基づく空き家活用方法の検討に対して支援すること
 - (2) 市町村が中心となり、地区単位で空き家・空き地を活用したまちづくり計画を策定する取組みに対して支援すること
 - (3) 新たな空き家の発生抑制には、中古住宅の流通促進が重要であることから、中古住宅の購入希望者の安心確保のため実施している山形県独自の「既存住宅現況検査事業」について、全国のモデル的な事業として支援すること

【現状・背景】

- 総務省の「住宅・土地統計調査」によれば、平成 25 年の空き家率は 13.5%と過去最高になった。空き家の拡大が全国的な社会問題となる中、政府は、平成 26 年 11 月、空家等対策の推進に係る特別措置法を制定し、27 年 2 月には、同法に基づき、空家等に関する施策を総合的・計画的に実施するために基本指針を決定した。
- 本県の空き家率は、同 10.7%と全国平均から見れば低いものの、少子高齢化の進行に伴い、古くからの市街地等では空き家・空き地が目立ち、地区によっては今後さらに空き家・空き地が拡大すると想定されている。今後、地域の活力を維持していくためには、個々の空き家・空き地の解消とともに、地区単位での空き地の面的な利活用促進、新たな空き家の発生抑制に向けた中古住宅・建築物の流通活性化が必要である。
- また、空き家問題には、空き家が及ぼす周辺住環境への影響に関する所有者の意識の低さや資力、権利関係といった複雑な要素が含まれるため、行政だけでなく、住民、不動産関係者など地域の関係者が連携して対応することが重要となってきている。

【本県の取組み】

- 県では、平成 26 年度に国土交通省の「空き家管理等基盤強化推進事業」の採択を受け、「山形県空き家活用支援協議会」を組織し、不動産関係団体内に空き家利活用相談窓口を開設するとともに、県・市町村・関係業界団体で構成する「山形県空き家対策連絡調整会議」を設置し、空き家の解消に向けた取組みを全県的に進めている。
- 本県の鶴岡市では、空き家の多い密集市街地をモデル地区として、町内会、NPO、大学、行政によるワークショップを開き、まちの再編を進める空き家活用まちづくり計画を平成 23 年に策定した。この計画に基づき、空き家・空き地の活用策やNPOによる小規模な区画再編、空き家バンク、住環境整備等の事業を実施している。今後は、住民・事業主・地権者等による空き家等活用の自主的な取組みも期待されている。
- 県では、中古住宅の流通活性化に向け、平成 27 年度より中古住宅の売買時に既存住宅現況検査を受ける場合、検査費用の半分を補助する「既存住宅現況検査費補助事業」を開始した。

【課題】

- 空き家相談窓口の開設を契機として、行政と空き家に関係する団体との連携の場を構築することができたが、当該窓口整備のための「空き家管理等基盤強化推進事業」は、平成 27 年度で終了する予定である。今後、当該相談窓口の運営を継続し、そこに集まる様々な情報を活かして空き家を活用した新たな住宅政策を立案・実施していくことが必要であり、そのため政府による支援の継続・拡大が不可欠である。
- 中古住宅の流通促進に有効な既存住宅現況検査については、未だ一般県民、売買取引の宅建業者に十分に認知されているとは言えないことから、政府のモデル的な事業として支援し、全国への PR・普及を図ることが必要である。
- 空き家・空き地が増加する地区では、個々の空き家への対応だけでなく、まちづくりの視点から、空き家を地域資源として別用途に活かす、空き家を除去して道路や雪捨て場など地域に必要な基盤として活かすといった様々な活用方策について検討していく必要がある。現行制度では、現況調査や空き家再生などの支援はあるが、市町村が中心となり、住民とともにまちづくり計画を策定する取組みへの支援制度はない。

山形県担当部署：県土整備部 都市計画課 TEL:023-630-2758
建築住宅課 TEL:023-630-2640

次世代リーダーの養成を担う林業関連大学校の機能強化等の推進

－ 森林ノミクスを支える人材の育成 －

【文部科学省 高等教育局】

【林野庁 林政部 経営課・木材利用課、森林整備部 研究指導課】

【国土交通省 住宅局 住宅生産課】

【提案事項】

地域の豊かな森林資源を活かし、林業の振興と地域の活性化を図る「森林ノミクス」を支える人材の育成に向けた支援策を充実すること

- (1) 林業の実践教育を行う林業関連大学校の修業年数を、フォレストリーダー等の登録に必要な経験年数に算入するなど、大学校での修業が各種資格取得の際に勘案される制度を構築すること
- (2) 林業関連大学校への高性能林業機械の導入に対する助成など、ハード・ソフト両面からの教育環境整備への支援を行うこと
- (3) 木材の需要を拡大して「森林ノミクス」の推進につなげていくため、木質構造の建築物の普及を担う木材建築設計等を行う人材の育成に向け、大学の建築関連学部にも木造建築に係る科目を設置するなど、教育環境の整備を推進すること

【現状・背景】

- 国土の約7割、県土においても約72%が森林であり、他産業への波及や雇用の創出など中山間地域の活性化のためには、豊富な森林資源を有効に活用していくことが重要である。また、近年、局地的な豪雨など異常気象が多発しており、災害に強い国土づくりの観点から、森林の適正な管理が極めて重要となっている。
- 近年、低コスト路網整備と高性能林業機械の活用による「先端林業」が推進されており、高度な知識・技能等を有する林業労働者が必要となっている。
- 森林資源の有効活用を進めていくため、国内の新たな木材需要の創出に向けて、CLT（直交集成板）や耐火集成材など、大型建築物の木造化等に繋がる新技術の開発等が進んでいる。



高性能林業機械・運転席

【本県の取組み】

- 林業の振興は、中山間地域の活性化や雇用の創出などに繋がり、地方創生を実現する大きな原動力になることから、本県では、川上から川下までを一体的に捉えた「緑の循環システム」を構築することにより、地域の豊かな森林資源を「森のエネルギー」、「森の恵み」として活かしていく「やまがた森林ノミクス」を積極的に推進している。
- こうした取組みを総合的に支える次世代リーダーとなる人材を養成するため、平成28年度の県立農業大学校への林業関係学科の設置に向けて準備を進めている。

【課題】

- 林業の次世代リーダー確保に向けて、林業関係学科の魅力を高め、学生の進学・学習意欲を喚起していくことが重要であり、修業年数をフォレストリーダー等の登録に必要な経験年数に算入するなど、大学校における修業内容を各種資格取得の際に評価する制度を構築するとともに、東北では岩手県においてのみ開催されているフォレストリーダー研修の本県開催を進める必要がある。

- 「先端林業」に不可欠な高性能林業機械の操作技術等を体得した人材を育成するため、林業関係学科で実習に使用する高性能林業機械の導入に対する助成を行うなど、ハード・ソフト両面からの教育環境整備への支援が必要である。
- 建築士の受験資格を有する大学約 190 校のうち、木質構造の講座を有するのは 2 割にとどまっていることから、木質構造の建築物の普及が進んでいない。また、近年、大規模な木造建築物を可能とする耐火や構造の新技術が開発されており、これらの技術に習熟した設計者等の育成が必要である。



高性能林業機械・ハーベスタ

山形県担当部署：農林水産部 林業振興課 TEL:023-630-2517

耐震診断義務化建築物の耐震化の促進

【国土交通省 住宅局 建築指導課 建築物防災対策室、市街地建築課 市街地住宅整備室】

【提案事項】

耐震診断結果の報告が義務化された建築物の耐震改修を支援する「住宅・建築物安全ストック形成事業」及び「耐震対策緊急促進事業」において、補助の嵩上げが適用される建築物を、平成 27 年度末までに補強設計に着手した建築物から、平成 28 年度末までに補強設計に着手した建築物へと変更すること

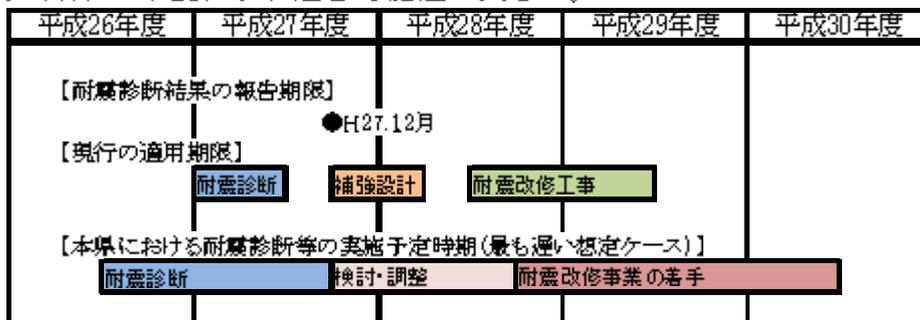
【現状・背景】

- 耐震診断結果の報告が義務化された建築物（以下「耐震診断義務化建築物」という。）のうち、民間施設の耐震診断実施件数は平成 25 年度まで 7 施設であったが、耐震診断の義務化に伴う「耐震対策緊急促進事業」の嵩上げ補助により、耐震診断の着手件数が大きく伸び、対象となる建築物の耐震診断は、平成 27 年度にすべてが完了する。
- 公共施設についても、「住宅・建築物安全ストック形成事業」の嵩上げ補助により、平成 27 年度までに耐震診断はすべて完了する予定である。

《本県における耐震診断義務化建築物の耐震診断の実施状況》

	民間施設	公共施設
平成 25 年度以前に実施	7 施設	80 施設
平成 26 年度に実施	6 施設（全施設が H27 に繰越）	8 施設（5 施設が H27 に繰越）
平成 27 年度に実施予定	9 施設	1 施設

- 耐震診断の完了が平成 27 年度の場合、施設の耐震改修事業（補強設計を含む）の着手は、平成 28 年度にずれ込む可能性が大きい。



【本県の取組み】

- 民間事業者の負担軽減を図るため、平成 26 年度に民間の耐震診断義務化建築物の耐震診断費用を補助する制度を創設した。[建築物耐震化促進事業]（平成 27 年度も予算措置済み）
補助率：国 1 / 2 ・ 県 1 / 6 ・ 市町村 1 / 6 ・ 所有者負担 1 / 6
- また、民間の耐震診断義務化建築物に対する耐震改修補助制度の平成 28 年度創設に向け、検討を行うこととしている。

【課題】

- 民間施設は、「耐震対策緊急促進事業」の嵩上げ補助により、耐震改修の取組みが急速に進んできたが、改修費用の確保など諸般の事情から平成 27 年度中に補強設計に着手できない施設に対して、支援を行わない場合は耐震化の取組みが後退する恐れもある。
- 公共施設についても、市町村の財政事情が厳しい中で耐震化を進めるためには、「住宅・建築物安全ストック形成事業」の補助率の嵩上げが必要である。

在来線鉄道の安全・安定輸送の確保

【国土交通省 鉄道局 総務課 企画室】

【提案事項】

鉄道の安全・安定輸送を確保するため、鉄道事業者に対する国土交通大臣の指導監督を強化するとともに、新たな財政支援制度を創設すること

【現状・背景】

- J R 仙山線では、平成 26 年 12 月に大雪のため仙山線で電車が立ち往生し、乗客が約 8 時間も車内に閉じ込められた。また、同線では平成 27 年 2 月に 2 日間連続で雪の塊に衝突したことにより輸送障害が発生している。J R 米坂線では、平成 26 年 7 月に大雨による土砂崩れのため約 1 ヶ月間運休を余儀なくされ、平成 27 年 1 月には雪の塊と衝突したことによる脱線事故が発生した。
- 平成 17 年 12 月に発生した「羽越本線脱線事故」以降、風に対する運転規制値が強化され、運休及び遅れが発生している。特に、羽越本線は冬季の季節風の影響により、冬季間の運休及び遅れが頻発している（平成 26 年度は運行日数の 23.3%で運休等が発生）。



H26.12.3 仙山線の状況



H26.12.4 山形新聞

【本県の実績】

- 山形県鉄道利用・整備強化促進期成同盟会と連携し、政府及び J R 東日本に対し、「安全・安定輸送に対する取組みの推進」の働きかけを実施している。

【課題】

- 鉄道の安全・安定輸送を確保するため、輸送障害の改善について、鉄道事業者に対する国土交通大臣の指導監督を強化する必要がある。
- 緊急性が高い箇所や抜本的な安全対策が必要とされる路線など、一鉄道事業者のみでは対応が困難である防災施設については、国民の安全を守る観点や交通政策基本法に鑑み、新たな財政支援制度を創設などして対応していく必要がある。
- なお、国土の保全を目的とする鉄道防災事業費補助の採択にあたっては、経営状況等が考慮され J R 東日本などの企業は採択されない傾向にあるが、実際の輸送障害の発生を踏まえ、安全対策を講じることが必要である。

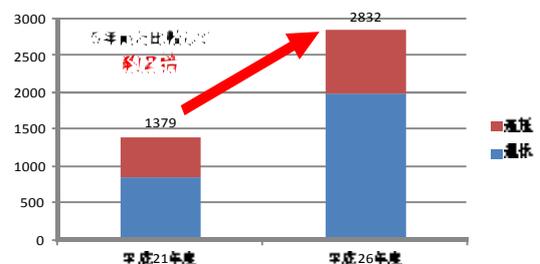


H26.7.12 山形新聞



H27.1.26 山形新聞

山形県内鉄道の運休遅延の状況



山形県担当部署：企画振興部 交通政策課 TEL：023-630-2161

デュアル・モード・ビークルの実用化の推進について

【国土交通省 鉄道局 総務課 企画室】

【提案事項】

地域公共交通の活性化や利便性の向上が期待されるデュアル・モード・ビークルについて、「連結運行」や「鉄道車両との混在線区での運行」も含めて、早期に実用化に向けた検討・検証を再開・推進すること

【現状・背景】

- デュアル・モード・ビークル（DMV）は、鉄道に比べて低コストでの運行が期待できるほか、鉄道とバスの乗換えが不要で利便性が高いこと、また、バスのように観光地を巡ることができるなど、地域公共交通の活性化や地域における観光の新たな魅力として期待されている。
- 国土交通省では、平成25年2月に学識経験者からなる「DMVの導入・普及に向けた検討会」を設置し、「専用線区、単車運行」を前提としたDMVの活用方法や導入・普及方法について検討を行うこととされた。
- 一方、県内においては、平成25年8月に山形鉄道フラワー長井線及びJR左沢線の沿線市町を中心として「DMV推進協議会」が設立され、左沢線と長井線の接続、駅と観光地間のアクセス向上を実現し、沿線地域の振興を図るため、道路（左沢駅～荒砥駅）と鉄道（左沢線及び長井線）を乗換えなしで接続することができるDMVの導入を目指している。
- 沿線地域では、平成26年3月に発生した国道287号の地すべりにより、長期間迂回が必要になるなど、住民の生活や経済活動に大きな影響が生じた。また、人口減少や高齢化の進展などにより、地域活力の低下が急速に進んでおり、地域公共交通の利便性向上とともに、沿線の観光資源を生かした地域振興の起爆剤として、DMVの導入が期待されている。



左沢線と長井線の接続を目指すDMV構想



平成26年3月に発生した国道287号の地すべり

【本県の取組み】

本県では、「DMV推進協議会」への参画とともに、最新情報の収集・提供を行うことなどにより地元の取り組みを支援している。

【課題】

- 「DMVの導入・普及に向けた検討会」は、開発主体のJR北海道がDMVの開発を凍結したこともあり、平成25年7月の第3回以降、検討会は開催されていない。
- DMVの導入には、車両定員が鉄道車両に比べ少なく朝夕の通勤・通学時の大量輸送に対応できない、DMVと鉄道車両の双方が同一線路を運行する必要があるなどの課題があり、これらに対応するための「連結運行」や「鉄道車両との混在線区での運行」も含めて、実用化に向けた検討・検証を進めていくことが必要である。

奥羽・羽越新幹線の実現について

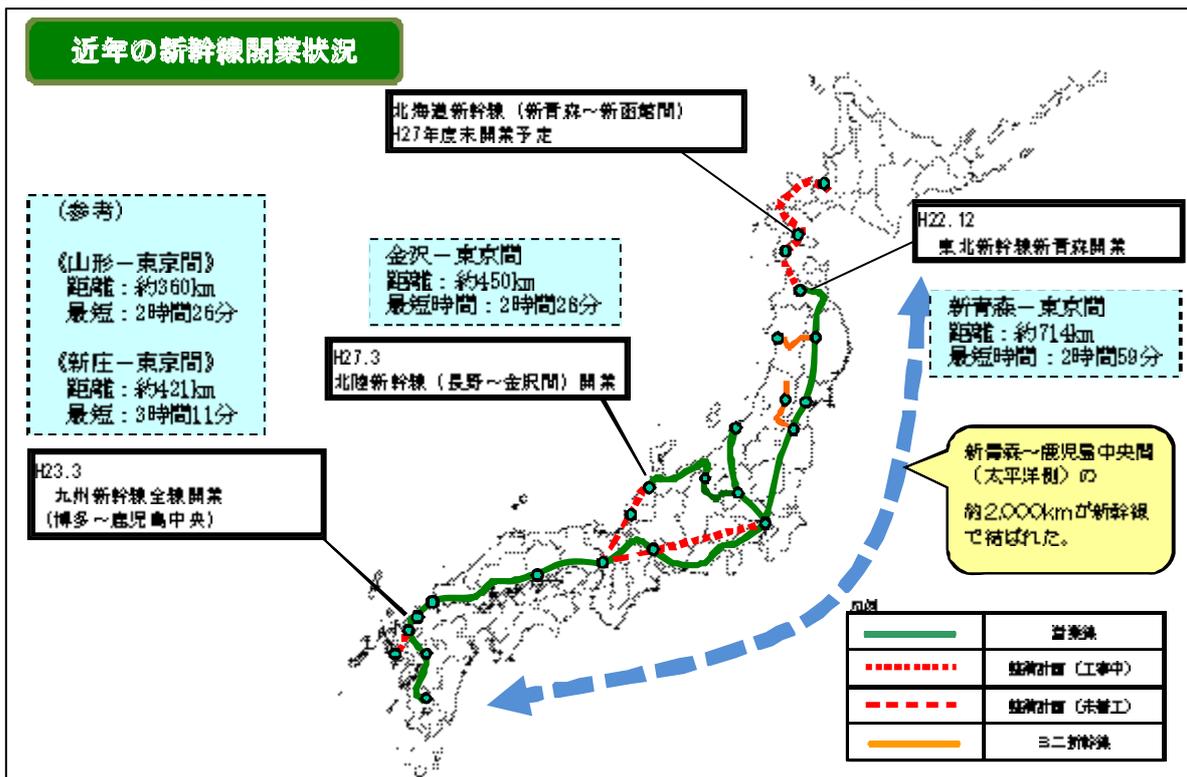
【国土交通省 鉄道局 幹線鉄道課】

【提案事項】

人や産業を分散し東京一極集中を是正するための重要なインフラであるフル規格新幹線の全国的な整備に向け、昭和47年組のみならず、昭和48年に政府の基本計画に定められている奥羽新幹線・羽越新幹線の整備計画策定に向けた調査を実施すること

【現状・背景】

- 全国の新幹線の現状は、太平洋側については、青森から鹿児島まで約2千kmがフル規格で結ばれ、青森から東京まで約700kmの距離にもかかわらず3時間で移動できるようになった。日本海側の北陸地方についても、今年3月の北陸新幹線の開業により、金沢－東京間が約2時間30分で結ばれ、利便性が格段に向上した。
- その一方で、東北の日本海側の地域は、山形から東京までの約360kmの移動に2時間半を要するなど、東日本大震災により国全体のリスク分散やリダンダンシー機能の確保などが改めて強く求められているにもかかわらず、フル規格新幹線網の整備から取り残されており、高速道路網の整備の遅れとも相まって、人口流出が続き、産業集積が遅れるという大きな地域格差を生む要因となっている。
- 平成26年11月に地方創生を目的とした「まち・ひと・しごと創生法」が公布され、本県においても、「東京一極集中の是正」に向けて積極的な取組みを進めているところであるが、人口減少社会における山形の新しい未来を力強く創生するためには、産業や人材の地方分散を進めていくための重要なインフラであるフル規格の奥羽・羽越新幹線の整備が大前提である。
- 全国新幹線鉄道整備法が定めるフル規格新幹線路線については、昭和47年までに基本計画決定された路線のほぼ全てに完成の目処がたったが、奥羽新幹線や羽越新幹線を含む昭和48年に基本計画決定された路線は、進捗がないまま現在に至っている。

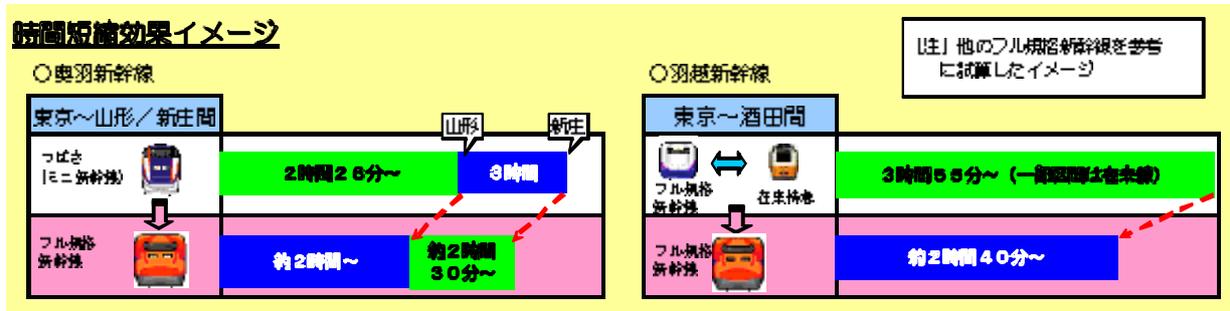


【本県の取組み】

- 沿線の関係各県とともに、「奥羽新幹線建設促進同盟会（会長：山形県知事）」及び「羽越新幹線建設促進同盟会（会長：山形県知事）」と連携して、奥羽・羽越新幹線の建設促進に必要な調査の実施について、政府及びJR東日本に対し継続した働きかけを実施している。
- 山形県民の理解促進と機運醸成を図るため、奥羽・羽越新幹線の基本計画や整備による様々な効果について、広報活動や有識者を招聘しての講演会の開催などの継続した啓発活動を実施するとともに、昨年度からは「奥羽・羽越新幹線整備推進に向けたワーキングチーム」を開催し、整備推進に当たっての課題の検討を行っている。

【課題】

- フル規格新幹線のうち昭和47年までに政府の基本計画に位置づけられた路線は、ほぼ完成にめどがついてきたことから、昭和48年に政府の基本計画に位置づけられた奥羽新幹線、羽越新幹線の整備に向けた検討に着手する必要がある。



【参考】 山形県の高速道路の整備状況



酒田港の物流拠点としての機能強化

【経済産業省 経済産業政策局 産業施設課】
 【国土交通省 港湾局 計画課/道路局 企画課、国道・防災課】

【提案事項】

- 県唯一の貿易港「酒田港」の安全性や利便性を高める“物流拠点として港湾機能の強化”と、“港湾背後圏を結ぶ国道47号（地域高規格道路）等の整備”を推進すること
- (1) 安全・安心な船舶利用のための防波堤の延伸[A]、改良[B]を推進すること
 - (2) 大型船の入港等のため増深の必要な航路・泊地（-14m）の浚渫[C]の新規事業化に対し支援すること
 - (3) 酒田港と県内陸部や太平洋側を結ぶ国道47号等の整備を推進すること
 - (4) リサイクルポート機能の強化や日本海側拠点港計画の推進に必要な岸壁[D]、大型船へ対応する岸壁[E]の新規事業化に対し支援すること

【現状・背景】

- コンテナクレーンの増設など港湾機能の強化を進める中、臨港地区の企業の工場増設から、対岸貿易を担う定期コンテナ航路の増便、それがコンテナ取扱貨物量の大幅増加（平成26年は過去最高）を呼ぶ好循環が生まれた。平成27年5月からは、中国航路が約2年ぶりに運航され、週5便となり、今後も取扱貨物量の増加が確実と見込まれている。
- 平成15年4月のリサイクルポート指定後、企業立地や取扱貨物量の増加が順調に進むとともに、平成23年11月には日本海側拠点港（リサイクル貨物）に選定され、リサイクル貨物集積等における拠点化が進んでいる。
- このような中、未だ港内の静穏度が不足しているため、冬期風浪等による入出港障害や荷役障害が発生している。
- 酒田港と県内陸部や太平洋側を結ぶ国道47号は、狭隘箇所が整備が進んでおらず、特にコンテナ車両の通行に支障があると荷主等の声が聞かれる。



【本県の取組み】

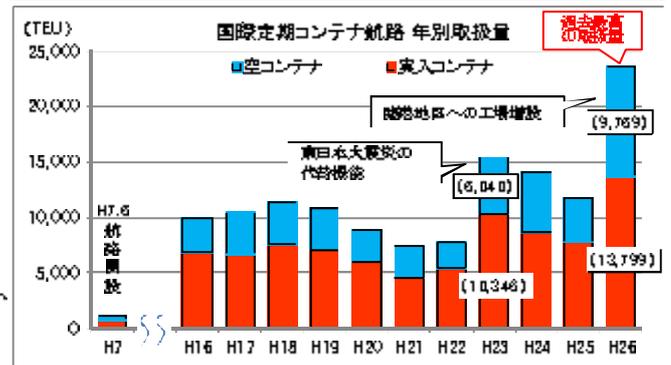
- 対岸貿易によるコンテナ取扱貨物量の増加に対応するため、コンテナ荷役機械の増設など機能強化を進めている。
- 日本海側のリサイクルポートが連携し、潜在的な需要の掘り起こしなど、リサイクル貨物の取扱増加を目指して官民一体で取り組んでいる。

【課題】

- 冬期でも安全・安心な荷役作業ができる港湾施設の整備が必要である。
- 水深不足から積載量を調整のうえ入港している大型船が、船舶利用に応じて安心して入港できるよう航路・泊地の増深が必要である。
- 隣県や県内企業における酒田港の利活用促進や災害時の代替機能を強化するため、県内陸部や太平洋側と結ぶ国道47号等の整備推進が重要である。

荷役障害等の発生状況（件）

年度（対象年月）	荷役障害	ロープ切断	入港障害	出港障害	合計
平成22年度（H22.11～H23.3）	8	0	7	12	27
平成23年度（H23.11～H24.3）	3	1	7	27	38
平成24年度（H24.11～H25.3）	3	4	8	21	36
平成25年度（H25.11～H26.3）	7	0	6	14	27



山形県担当部署：県土整備部 空港港湾課 TEL: 023-630-2447
 道路整備課 TEL: 023-630-2626

地方航空ネットワークの維持・拡大に向けた支援の拡充

【国土交通省 航空局航空ネットワーク部航空事業課】

【提案事項】

大規模災害等に強い国土づくりと我が国地方経済の活力維持・向上に重要な役割を果たす地方航空路線の維持・拡大に向け、本県の山形空港、庄内空港就航便を含め、地域が行う路線維持・拡充等の取組みに対する支援を行うこと

【現状・背景】

○山形・庄内両空港は、東日本大震災直後に、多くの臨時旅客便や全国から派遣された防災ヘリを受け入れ、被災地への救援物資や旅客を輸送する拠点空港として機能した。これらを踏まえ、大規模災害時におけるリダンダンシー機能を確保・向上していくため、本県空港を含めた地方空港の機能強化や路線の維持・拡大を図っていくことが重要である。



東日本大震災後の山形空港
(臨時便と防災ヘリ)

○本県空港は近年、路線の縮小などにより利用の減少が続いてきたが、山形空港では、平成26年3月に、15年ぶりの羽田便朝夕2便化、3年半ぶりの名古屋（小牧）便の運航が再開し、利用者が大幅に増加し、平成25年度の11.8万人から平成26年度は20万人超となった。



山形～名古屋便
就航ポスター

庄内空港
(羽田便4便/日運航)



庄内空港では、近年は利用者35万人前後で推移してきたが、26年度は観光PRや企業進出等もあり利用者が増加に転じ、37万人弱となった。

○少子高齢化の進む地方において、その活力を維持・向上し、我が国経済の発展・成長へとつなげていくためには、新たな地方間交流や急成長するアジアからの国際観光誘客などを通じ、地域経済を活性化させることが重要であり、その手段として地方航空ネットワークの維持・拡大が不可欠である。

【本県の取組み】

○山形・庄内両空港では、就航する航空会社に対する支援として、着陸料の減免を行っているほか、路線維持・拡大に向け、各空港ごとに県、地元市町村、各種団体を構成メンバーとする協議会を組織し、利用者や旅行会社に対する助成、広報PR、アクセスパスの運行などの利用拡大の取組を実施している。

○山形～名古屋便については上記に加え、平成26年下期ダイヤから、国土交通省による「地方航空路線活性化プログラム」を活用し、就航先の愛知県・三重県・名古屋商工会議所等と連携した利用拡大の取組を実施している。

○庄内～羽田便については、企業進出や「山形デスティネーションキャンペーン」の効果により、平成26年度の利用実績は37万人近くとなり、1日4便運航ながら5便運航の他空港の羽田線を大きく上回る利用者数となっており、満席のため予約がとれない便も頻発していることから、航空会社に対し羽田便の増便を要望している。

【課題】

- 利用者の減少や航空会社間の競争激化の影響など、地方航空路線や航空会社を取り巻く環境は厳しさを増しており、新規就航や増便などの路線拡充に当たっては、地元による積極的な利用拡大事業の実施や航空会社の赤字リスク軽減のための手当てが必要であるが、事業実施のための財源確保が大きな課題であり、全国的な地方航空ネットワークの拡充や首都圏へのアクセシビリティ改善を通じた地域の活性化等のため、「地方航空路線活性化プログラム」のような政府による支援を継続・拡充するとともに、暫定期間を終える山形～羽田便などの羽田発着枠政策コンテスト枠については、継続・定着に向けた支援を行う必要がある。
- また、羽田便については、同発着枠が国際線や国内高需要路線へ振り向けられ、地方へ同枠が回ってこない傾向が強いことから、航空会社に対し羽田発着地方路線の維持・拡大に向けた取組の強化を求めるとともに、「羽田発着枠政策コンテスト」のように航空会社が地方航空路線を開設・拡充しやすい環境の整備が図られることが必要である。

山形県担当部署：企画振興部 交通政策課 TEL:023-630-3017

外国人観光客の地方周遊促進

【国土交通省 観光庁 観光地域振興課】

【提案事項】

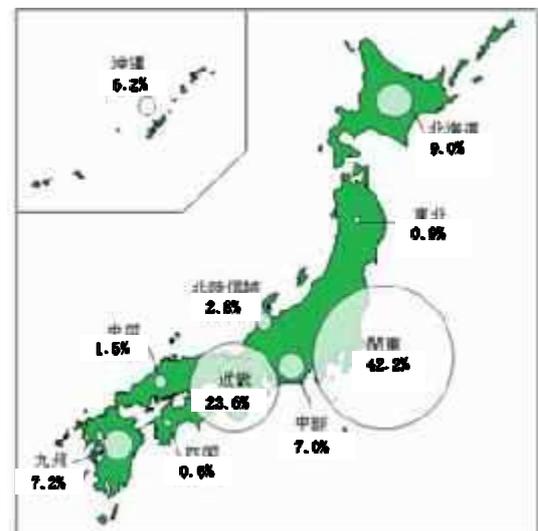
震災以降落ち込みが続いている東北地方への外国人観光客の誘客拡大のため、隣県等が連携して取り組む広域的な施策や、外国人観光客の地方周遊を促進する施策を強化すること

- (1) 地方空港を活用した広域観光周遊ルートの構築に対する支援を拡充すること
- (2) 西の伊勢参りに対し東の出羽三山参りと称される出羽三山など、東北の地域文化を集中的に海外へ発信すること
- (3) 羽田発地方空港路線の拡大等により主要都市から地方へのアクセス手段の充実を支援するとともに、多言語案内板など外国人が街歩きしやすい環境整備への支援を拡充すること

【現状・背景】

- 平成26年の訪日外客数は1,341万人となり、過去最高を記録した。
- 平成26年宿泊旅行統計調査における外国人宿泊者の地域別割合は、関東運輸局管内と近畿運輸局管内の2つの地域で65%以上を占めており、外国人旅行者がいわゆるゴールデンルートに集中している現状にある。
- 本県の平成25年の外国人観光客受入実績（立寄り客を含む）は49,755人となり、東日本大震災の影響による落ち込みから回復傾向にあるものの、過去最高となった平成22年の受入実績96,303人の51.7%に止まっている。

外国人宿泊者数の地域別割合



(出典：平成26年観光庁宿泊旅行統計調査(速報値))

【本県の取組み】

- 11月から7月まで長期間体験できる「雪」を基本軸に、本県の強みである食や温泉、果物、地域文化などとの組み合わせにより、本県観光資源の訴求力を高める。
- 台湾、中国、香港、アセアン地域を重点エリアに位置づけ、ブログやSNSを活用した情報発信、トップセールスや現地旅行博出展などのプロモーションを実施する。
- 平成27年5月の日台観光サミット本県開催を契機として、本県のみならず東北の観光資源をPRし、最大の市場である台湾からの更なる誘客拡大を図る。

外国人宿泊者数の状況 (単位:人)



出典：平成22年観光庁宿泊旅行統計調査(確定値)
平成26年観光庁宿泊旅行統計調査(速報値)

【課題】

- 本県単独及び隣県等と連携した情報発信やプロモーションを継続しているが、本県及び東北地方の海外における知名度は、まだまだ向上の余地がある。
- 外国人観光客受入実績を東日本大震災前の水準まで回復させるため、本県を含む東北地方全体の魅力発信を強化し、東北における広域観光周遊を促進、定着させる必要がある。
- 地方空港の国際便の増加などのルート確保や羽田空港の乗り継ぎ利便性の向上、二次交通の充実及び無料公衆無線LANや外国語観光案内板等の充実などの受入態勢の整備を強化する必要がある。

【本県の主な観光スポット】



羽黒山五重塔
ミシュラン・グリーンガイド・
ジャポンにて紹介



銀山温泉
訪日促進パンフレットに掲載



樹氷
アイスモンスターと呼ばれる
世界に誇る自然の芸術品



加茂水族館(クラゲドリーム館)
クラゲ展示種類数で
ギネス世界記録に認定



さくらんぼ狩り
佐藤錦発祥の地・山形
生産量全国1位を誇る



幻想の森
樹齢1000年を超える巨木が
群生する原生林



上杉神社
昨年9月にはケネディ駐日
米国大使が来訪



酒蔵
山形県には54の酒蔵
外国でも日本酒がブーム



ワイナリー
山形県には12のワイナリー
洞爺湖サミットで採用された銘柄も



最上川舟下り
最上川舟歌は英語バージョンに
加え中国語バージョンも



蔵王温泉大露天風呂
一度に200人は入れるという
大きな露天風呂



米沢牛料理
日本三大和牛の一つである米沢牛
きめ細やかな霜降りが特徴

山形県担当部署：商工労働観光部 観光交流課 TEL: 023-630-2701

日本海東縁部における地震・津波観測体制の充実・強化

【文部科学省 研究開発局 地震・防災研究課】

【国土交通省 気象庁 総務部 総務課】

【提案事項】

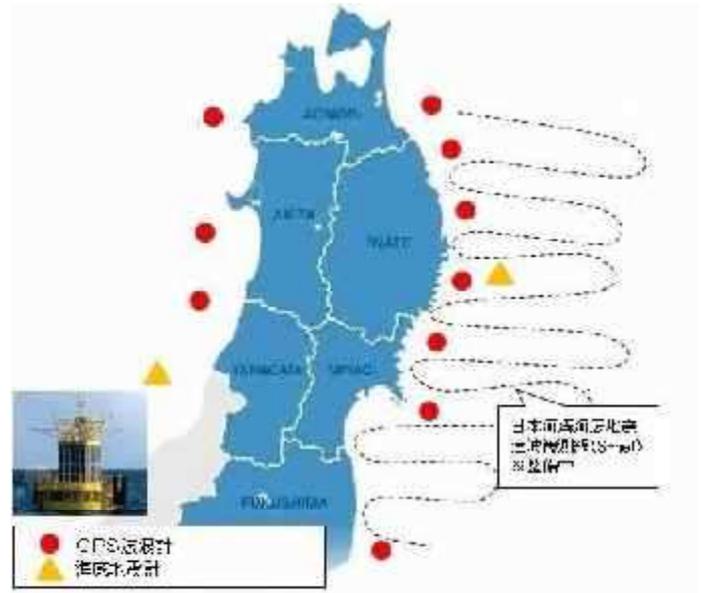
大地震発生時における沿岸住民の速やかな避難など地震・津波防災対策の強化を推進するため、日本海東縁部における地震・津波観測体制の充実・強化に取り組むこと

【現状・背景】

○平成26年8月に日本海における大規模地震に関する調査検討会が公表した統一的な津波断層モデルでは、最大津波高や第1波到達時間の推計結果も合わせて公表されたが、本県に影響の大きい断層モデルのものは、これまでの想定よりも厳しいものとなっている。

○東北地方太平洋側には、気象庁が地震・津波観測監視に用いているGPS波浪計や海底地震計が8箇所整備され、また、日本海溝海底地震津波観測網（S-net）が整備中であるが、日本海東縁部の海域における地震・津波観測体制については、GPS波浪計が3箇所設置されているほか、

東京大学地震研究所が、調査観測・研究用に新潟県粟島近海に海底地震計を設置しているのみで、東北地方太平洋側と比較して脆弱である。



【本県の取組み】

○本県では、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定を策定するまでの暫定措置として、平成24年3月に津波浸水域予測図の見直しを行い、地域防災計画を修正して、具体的な地震・津波防災対策に取り組んでいる。

○平成26年8月公表の津波断層モデルに基づき、津波浸水想定や被害想定の見直しを、平成28年3月までに行うこととしている。

【課題】

○本県の日本海沿岸地域における地震・津波防災対策を強化するためには、日本海東縁部における地震・津波観測体制の充実・強化は不可欠である。